

学生の海外留学再開に係る指針

令和3年8月3日

本指針は、令和3年6月15日付け3文科高第333号「日本人の海外留学について（周知）」に基づき、プログラム実施部局（以下「部局」）と国際交流課が連携して学生の安全確保に万全を期し、要件を満たす海外留学を再開するにあたり必要な手続き等をまとめたものである。

なお、現在予定されているプログラムの他、今後新たに本学で計画する要件を満たす海外留学プログラムについても同様の手続きにより、学生の派遣を認めることとする。

【対象となる留学要件】

以下①～③の事項について、すべて該当するもの

- ① 外務省の感染症危険レベル2及びレベル3の国・地域への留学
- ② 大学間交流協定・学部間交流協定に基づく留学，ダブルディグリープログラムによる留学，日本学生支援機構（JASSO）が実施する「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」による留学
- ③ 留学期間が連続した9ヶ月以上であること

【手続き】

- ① 日本出国，留学先入国に関する情報を国際交流課で確認
（感染症危険レベル，出入国時の規制と必要な手続き，留学先の最新の感染状況等）
- ② 留学先大学等の情報を部局で確認
（留学生受入状況，授業形態，ワクチン接種の義務化の有無，生活環境，感染時のサポート体制等）
- ③ ①と②の情報により，判断基準に照らし合わせ部局において派遣の可否を判断し，可とする場合には派遣のために必要な条件等を確認
- ④ 部局において，①と②の情報及び③の条件等を学生に伝え，意向を確認
- ⑤ ④の意向を確認後，部局において派遣の可否を確定し，派遣を決定した者について副学長（国際交流担当）へ速やかに報告（留学開始予定の3ヶ月前まで確定）

【サポート体制】

- ① 部局及び国際交流課が連携し，派遣に向けてサポート，必要により学生の所属する部局とも連携する。
（留学先窓口との情報共有，渡航に必要な手続きのサポート等）
- ② 部局及び国際交流課が連携し，留学をサポート，必要により学生の所属する部局とも連携する。
（留学中の相談・緊急連絡体制整備，帰国に関する情報確認，帰国時のサポート体制整備）

【判断基準】

1. 留学先国	・ 入国時に必要な手続きへの対応が可能である。 ・ 国内での行動制限がない。制限があった場合でも日常の生活に支障がない。
2. 留学先大学等	・ 入国時のサポート体制が整備されている。 ・ コロナウイルス感染時のサポート体制が整備されている。 ・ 学修を継続するための防疫措置がとられている。
3. 学生	・ 家族・保護者から同意を得た上で留学を希望している。 ・ 指定された保険等へ加入し，本学で指示する事項の遵守を誓約できる。 ・ 原則として，新型コロナウイルス感染症ワクチン接種2回を完了している。